⑻　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）
⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額
⑽　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権又は金銭債務があるときは、その金銭債権の総額及び金銭債務の総額
⑾　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
①　繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
②　繰延税金負債
⑿　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産
⒀　手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
⒁　関係会社の株式又は出資金の総額
⒂　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
⒃　以下に掲げる金額
①　再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
②　再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
⒄　１株当たりの純資産額（銭単位）
⒅　会社法（平成17年法律第86号）以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
⒆　会社計算規則第２条第３項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
⒇　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
(21)　非常事故代位債権、信用事故代位債権、非常事故代位見込債権、信用事故代位見込債権及び譲受債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、第２条第２項から第６項による。
(22)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
3　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
4　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。
5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第２号様式

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
為替差益	
その他保険引受収益	
保険代位等収益	
資産運用収益	
利息及び配当金収入	
金銭の信託運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
為替差益	
その他運用収益	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
正味支払保険金	
保険代位債権等取得額	△
諸手数料	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
未経過保険料繰入額	
異常危険準備金繰入額	
為替差損	
その他保険引受費用	
保険代位等費用	
資産運用費用	
金銭の信託運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
為替差損	
その他運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	